一般質問

5人の議員から一般質問があり、町長の考えを問いました。

5歳児健診の必要性は

澤田光子議員

質問

5歳児健診は学習障害、多動性障害等の発達障害の早期発見に効果を上げています。せたな町で現在行っている子供の定期健診の実施状態はきめ細かく、その対応も丁寧で、相談体制も良くなっていることも承知していますが、必ず受診してくださいという健診と、自ら戸惑いながら重たい足を運んでの相談とでは、発見率も大きく変わってくると考えます。

3歳児健診ではまだわからない部分も、5歳児くらいになるとある程度の社交性、交友関係、社会性が身につき、障害は発見しやすくなります。就学前に十分時間を持って気になる点については話し合い、小学校生活を迎えることが5歳児健診の狙いだと言えます。

そこで、次の2点について伺います。

1、せたな町においても5歳児健診を実施すべきだと思うがいかがか。

2、早期発見とともにその後のケア体制が重要、不可欠です。今金町子ども発達支援センター等の利用も考えられますが、町の所見は。

答弁　町長

相談支援体制の充実に一層努める

当町では、発達障害者支援法の施行を踏まえ、平成21年度から5歳児健康相談として実施し、保健師、栄養士、歯科衛生士による身体測定、問診、栄養相談、フッ素塗布、歯科相談、保健指導を行い発達障害等の早期発見に努めています。

問診においては、5歳児の発達課題について、保護者にも確認をいただきながら発達障害の疑いを精査し、子育てやしつけに関する項目を用いて、養育している保護者の悩みにも対応した相談を行っています。

平成24年度では、5歳児全員の動向を把握し、発達障害の疑いのあるお子さんについては、既に療育機関や医療機関と連携し、5歳児で新たな対象者はいない状況です。当町としては0歳児から就学前までを対象としている乳幼児健康相談や家庭訪問など日常の保健指導活動でお子さんの発達を確認し、早期に療育、医療機関と連携しながら現行の1歳6か月児、3歳児健診を充実させ、5歳児健康相談で発達障害の疑いを精査し、事後相談支援体制の充実を図るとともに、保育所、幼稚園との連携による情報収集を行い、発達障害の早期発見に努めています。

2点目の質問にお答えします。発達障害に対する早期発見、早期支援に対しては、健診以外においても支援体制を整えており、その1つとして、従来から定期的に実施している、おしま地域療育センター

5歳児健康相談の様子

の発達支援専門員等による子ども発達相談においては、就学前のお子さんと保護者を対象に今年度は21人が相談支援を受けています。

また、今金町と共同運営をしている子ども発達支援センターで療育事業を行っており、現在16人が個別療育として通園しています。さらに就学後の体制として、函館児童相談所が巡回して行う巡回児童相談事業があり、発達に不安のある児童、生徒とその保護者及び担当教諭を対象に、発達検査による発達障害等の判定や養育相談、教育指導等を行い、昨年度は延べ28人が指導を受けています。

これらの相談、療育事業以外に、必要な時に小中学校、檜山北高等学校、今金高等養護学校と支援について連携を図り、専門医療機関に紹介しています。今後も相談支援体制の充実に一層努めますのでご理解を願います。

企画調整課設置の必要性は

内田尊之議員

質問

町長は公約どおり、福祉灯油購入助成事業の実施や保育料の減額に伴う規則改正案を示す等、確実に公約実現を進めています。

これ以外にも多くの公約を挙げられていますが、新年度に向けて選挙公約を計画的に行うためには、各課の調整を図りながら年次計画の必要性があると思います。

９月定例会での答弁では、企画調整の役割は事務事業調整会議がその機能を有しているとの事でしたが、本当に各課横断的な調整機能を有している会議といえるでしょうか。

私は、どうしても町として企画調整課の設置が必要であると考えます。

町長の良識ある所見をお伺いいたします。

新たに設置はせず体制の強化を図る

答弁　町長

政策の実施に向けては、総務課が所管する事務事業調整会議において、事業に関係する課がひとつのテーブルに着き、横断的に協議をおこない事業内容の精査や方向性について決定しています。

私としては、企画調整課を新たに設置する考えは持っていませんが、体制の強化を図っていく必要性はあると考えています。

そのため、新年度から道職員を派遣していただくよう北海道に要望していましたところ、先般、派遣内定をいただきました。

今後、山積した課題にしっかり取り組んでいくため、必要に応じて体制強化を図ってまいります。

再質問

せたな町には、多くの職員がいます。合併後の経緯や町の現状を十分理解している職員がこれだけいるのに、道職員を政策推進強化のため派遣要請したということは、当町の職員が能力不足で政策推進の職責が果たせないという考えなのですか。

本庁には、７課の部署があります。ほかに、総合支所や病院、教育委員会等々、数多い組織に分かれ、仕事内容も多岐にわたっています。

それにもかかわらず横断的調整を図る部署が独立していないというのは、政策運営において致命的な欠如と言わざるを得ません。

私は、現組織体制では調整機能が成されていないと思っています。

機構改革の中で、独立をさせることが難しいというのであれば、せめて総務課内に企画室を併設させ、課長補佐や職員を配置して充実を図るのも方法論ではないでしょうか。

町長の良識をお伺い致します。

職員が能力を発揮できる体制を確立する

再答弁　町長

総務課内のまちづくり推進係を充実させ、まちづくり推進室とする考えは、体制強化の段階で現在視野にいれているところであり、議員と同様の考えであります。これから職員数は、定員適正化計画によって減っていきます。

その様な中、政策を企画部門に全て任せるのではなく、各課の職員ひとりひとりに企画、政策調整能力を発揮していただき、まちづくりの推進を図ってまいりたいと思っていますので、これからも職員が能力を十分発揮できる体制を確立していきたいと考えています。

持家建設促進奨励事業は

大湯圓郷議員

質問

この制度は平成22年、23年、24年の3ヶ年を今年1年継続して、26年3月31日をもってこの持家制度補助を終了する予定となっておりますが、もう1年延期し、補助金を50万円から100万円に増額するお考えはないのか町長にお伺いします。

今年度限りで事業を終了したい

答弁　町長

持家建設促進奨励事業につきましては、町内業者の施工による持家建設を促進し、地域経済の活性化と、本町への定住化を目的としたものです。

当初この事業は平成22年度から24年度までの3カ年の予定でしたが、平成24年に川沿地区の住宅分譲地の販売を行ったことから、分譲地の販売と町内業者による新築の相乗効果を期待し、今年度に限り延長しました。

この事業のこれまでの実績は、平成22年度は8件、助成額は400万円、町内の新築件数は21件でした。

平成23年度は4件、助成額は200万、町内の新築件数は13件。

平成24年度は5件、助成額は250万円、町内の新築件数は6件。

今年度は今のところ2件、助成額は100万円、町内の新築件数は8件となっています。

交付額を100万円に増額することにつきましては、この4年間で奨励金を交付した方との公平性がたもたれないので、実施することは非常に難しいと考えています。

この事業の効果が、結果としてなかなか挙がってこない状況にありますので、今年度限りで持家建設促進奨励事業は終了したいと考えています。

再質問

交付額を100万円にした場合では公平性に欠けるとの答弁でしたが、消費税が3％上がる来年4月1日以降の厳しい時期でも新築したいという方を応援するために50万円増額しても、前に建てた方からの不満は少ないと思います。

利用する町民が少なく経済効果が小さいため、今年度限りで終了するとのことでしたが、交付額が100万円だったら、町外のハウスメーカーに仕事をとられなかったという話は1件や2件ではありません。また、町外のハウスメーカーにとっても100万円の値引きは難しいことから、建て主の気持ちが変わることも考えられます。

町内の業者・企業に仕事を生み出し、元気になることを考えれば100万円がむだなお金とは考えません。川沿地区の残っている住宅分譲地を早く売るための補助としても考えられるのではないでしょうか。

もう一度答弁お願いします。

より効果の見込める事業を検討する

再答弁　町長

私たちは施策を実行したあと事業評価を必ずしますが、本事業については、投資効果がなく、目的の達成についても疑問に思います。住宅リフォームについても24年、25年の2カ年を実施年度としていますが、11月末現在で、申請件数228件、助成額は3659万円。

これに伴う対象事業費は3億242万円です。昨年度も対象事業費2億円を超えていて、2ヵ年で5億を超える民間のお金がそれぞれ仕事として、関係業者に流れて、地域経済の活性化に貢献をしています。

町としてはそういった経済効果、投資効果が上がっている事業については、延長すべきだと判断したいと思います。

それぞれの事業につきましては、スクラップアンドビルドですので、事業に効果がないから廃止するとした後には、それ以上の効果があるような事業を考え実行していきたいと思っていますのでご理解ください。

持家建設促進奨励事業を利用した住宅

防災・減災は

細川伸男議員

質問

町長は、平成23年3月の定例会で緑町付近の冠水の原因調査、また、真駒内川無堤防地区の基本調査の結果が出しだい対策を進めたいと答弁しています。その後の調査結果と進捗状況について、お伺いします。

関係機関に予算確保を要請する

答弁　町長

緑町付近に係る冠水の原因調査結果ですが、冠水した緑町地区周辺には、徳島地区から役場本庁舎の西側駐車場、道道矢淵東瀬棚停車場線を横断し、真駒内川左岸のさけ観察広場内における吐口を流末とした排水路があり、その排水路には道道の路面排水を集約した横断排水管が流末として接続されています。そのため大雨等により真駒内川の水位が上昇すると、排水路を逆流し道道の路面排水から吹き上がり内水の排除が出来ないため冠水したと考えています。このため、函館開発建設部に逆流防止の樋門設置を要請していましたが、樋門よりも逆流防止ができるとの判断から、真駒内川の管理用道路を横断している口径８００㎜の管渠の下流側にフラップゲートが設置されました。なお、フラップゲートが閉まった際の対策は、災害防災協定を結んでいるせたな建設協会に内水排除のためのポンプ設置を要請しているところです。

次に、真駒内川の無堤防地区を含めた基本調査ですが、町も平成22年7月の災害以来、真駒内川の改修事業を関係機関に強く要請してきました。真駒内川につきましては、今年度より国の管理する2条7号区間が北海道に移管され、後志利別川合流点から北海道が管理することになり、渡島総合振興局函館建設管理部では、今年度中に災害時の懸案区間である、さけ観察広場上流から学林沢川合流点までの延長約５㎞区間の基本調査を終える予定です。

河川改修工事期間は平成25年から30年度までの6カ年の予定と聞いています。町も地域の実情を十分勘案しながら関係機関に予算の確保を要請して参りたいと考えています。

再質問

道道の排水路に併せて、土地改良区の排水路の流末吐口が、さけ観察広場の下流側にあり、真駒内川の水位が上昇した時に逆流するので道道の排水路については、管を移設しても水位が上昇したならば、そこで遮断されてポンプアップすることは理解しますが、さけ観察広場の下流側、排水路流末についても、今後、調査の対象となるのか。

真駒内川の水位とフラップゲートとの高低差はどの程度あるのか。ポンプだけでは対応できないと思いますので、排水施設を今後作ることも考えてはどうか。

順次工事を進めるということですが、さけ観察広場下流側に、相当の砂利等々が堆積しており、平成23年度の災害時には、遊水池としての機能を果たしてない状況にあったと思います。今後どう対策を取っていくのか、協議している事があれば、その内容について伺いたい。

総合的な対策を要望する

再答弁　町長

さけ公園下流側の樋門ですが、増水時は閉めて北檜山排水機場まで導水し、対応できない場合には、ポンプを設置し排水をします。北檜山排水機場までの水路につきましては、改修を行っている状況で、今後水の流れが随分良くなると思います。フラップゲートと川との高低差ですが、まずフラップゲートと吐口の差が

設置されたフラップゲート

1．11m、吐口と真駒内川の差が1．34mとフラップゲートと川の差が2．4mです。したがって2．45m以上増水をすると逆流する心配があります。そのときには、フラップゲートが閉まると思います。道道の排水と土地改良区の排水が合流しており、言われるように排水施設を整備することが一番安心だと思います。

ポンプを設置するだけでは十分とは言えないので総合的な対策をお願いしていきたいと考えております。

遊水池の関係ですが、さけ観察広場が、遊水池かどうか今現在確認はしていません。

合併自治体への交付税・特例加算の継続は

大野一男議員

質問

合併自治体への交付税を加算する特例措置は、合併10年で期限切れとなり段階的に減額が図られます。

これまで当町は、合併に伴う広域化により生じる様々な諸課題の解決に向けて懸命に取り組んでまいりました。

また財政の健全化にも努力し、財政非常事態宣言を解除するまで改善を図ってきました。

しかし、一本算定との差額により生じる約10億7900万円の交付税減額は、更なる対応を余儀なくされることとなります。

合併要件として10年での期限切れが前提にあったとはいえ、実際に合併町を運営してきた自治体としてこの期間では、山積する諸課題の解決にはまだまだ時間が必要であり、それに伴う行政コストを確保することは難しい現状にあると言わざるを得ません。

こうした合併町としての実情を訴え、特例加算の継続を図るよう国に求める等、財源確保を働きかけていくことが必要と考えます。

町長の所見をお伺いいたします。

答弁　町長

全国の合併自治体と連携し、国に要望する

当町においても、合併算定替の特例期間が平成27年度をもって終了し、その後5年間で段階的に縮減されていきます。

合併算定替の特例については、急激な交付税の削減により行政サービスの低下を招かないように10年間は合併前と同水準の支出が必要とみなし、交付税の上積みをするということです。

当町は、これまで職員数の削減や給与の独自削減、議会の議員定数の見直しのほか組織、公共施設の統合等様々な行政改革に取り組み、合併による効果を生んできたところです。今後も引き続き一本算定に向け行財政改革に取り組んでいかなければなりません。

一方、合併により広域化した行政区域にあっては、急激な統合が住民サービス低下につながりかねないことから、支所機能を含めた地域コミュニティの維持等が必要であり、国の行っている10年間での一本化への対応はなかなか難しいと考えています。

このような状況は当町のみならず、全国の合併自治体でも同様であることから全国の合併自治体と協議し、国に要望したいと考えています。

先月、道内22市町により構成する北海道合併市町村連携会議で、国に対して地域の課題を要望して参ったところです。
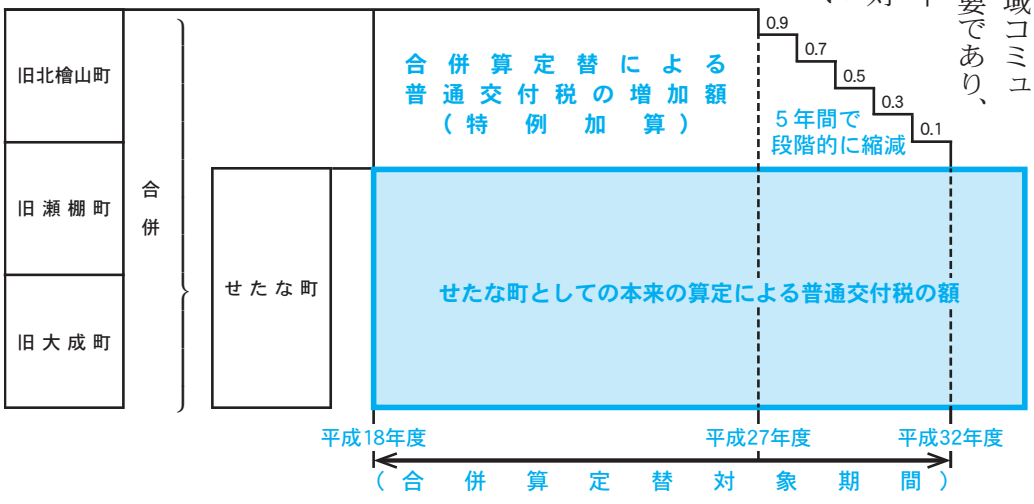
現在、国においても現状を調査分析され、支所等に要する経費の算定等も含め、合併自治体の交付税算定に反映するよう検討しているところですので、今後においても様々な機会に全国の合併自治体と連携を図り、国に要望をしたいと考えています。